

## 第2期新しいばらき障害者プラン改定版原案に対する意見及び対応について

## 【第2回障害者施策推進協議会における意見及び対応内容】

番号	意見者	意見内容(要旨)	該当ページ	計画案への対応・理由等
1	茨城県視覚障害者協会 豊島委員	<b>第3章Ⅲ-4-(2)選挙における配慮</b> 投票所での投票が困難な障害者への対応。 代筆での投票が認められることを書き加えてほしい。 現在でも認められている。	P92	現行計画87ページに、代理投票について下記のとおり記載しております。 「・判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑な投票ができるよう、代理投票の適切な実施等について市町村に働きかけてまいります。」
2	茨城県視覚障害者協会 豊島委員	<b>第5章(1)県が実施する地域生活支援事業 工盲人生活訓練事業</b> 視覚障害者生活訓練事業に書き換えてほしい。 弱視者も多数含まれているため、H31から日本盲人会団体連合が日本視覚障害者団体連合に名称変更した。	P129	当該文言は国の事業名であるため、変更は難しいと考えます。
3	茨城県視覚障害者協会 豊島委員	新型コロナウイルス感染症の予防対策マニュアルを徹底したうえで、安心して同行援護やガイドヘルパーを利用できるように指導助言をお願いします。 現状は、公共交通を利用しての同行や飲食をとまなう場合など断られる事があるそうです。 私達はものを確認する際手で触ります。会話によって情報を得ます。 それぞれの障害者に特化した感染症予防マニュアルがあったらいいです。	P90	いただいたご意見も今後の参考とさせていただき、新型コロナウイルス感染症対策の推進に努めてまいります。
4	茨城県心身障害者福祉協会 檜山委員	<b>第3章Ⅰ-5-(2)福祉的就労の促進</b> ○現状と課題 「施設外就労の促進」は削除すべき。 施設外就労加算が廃止となるため。	P51	工賃向上のため単価の高い作業の受注は有効であり、施設外就労、特に農福連携は比較的単価が高いため、引き続き推進してまいりたいと考えております。
5	茨城県心身障害者福祉協会 檜山委員	<b>第3章Ⅰ-5-(2)福祉的就労の促進</b> ○施策展開 ECによる事業展開、販路拡大の追加をお願いします。 コロナによるネット販売、需要が増えているため。	P51	本計画は施策推進の基本的方向や目標を明らかにするものであるため、記述内容のバランス等を考慮すると、プランへの記載は難しいですが、プランの実施計画と位置付けている「県工賃向上計画」での記載を検討してまいります。
6	茨城県訪問介護協議会 滝田委員	<b>第3章Ⅰ-5-(1)一般就労の促進</b> 一般就労に向けての取り組みで、「大学在学中から」とありますが、高等学校(特別支援学校を含む)も入れた方が良いでしょう。	P44	現行計画では、高等学校、特別支援学校までの段階を想定し記載していましたが、国の指針にならい大学(4年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)への支援について加筆するものです。

番号	意見者	意見内容(要旨)	該当ページ	計画案への対応・理由等
7	茨城県訪問介護協議会 滝田委員	<b>第3章Ⅲ-3-(1)防災対策の充実</b> 86頁の関係団体との連携では、災害発生時においては、DMAT, JRAT, DPAT, DWATとの連携も記載してはどうか。	P86	本計画は施策推進の基本的方向や目標を明らかにするものであるため、記述内容のバランス等を考慮し、現在の記述のままさせていただきます。
8	茨城県訪問介護協議会 滝田委員	移動支援において、他県では、就労の為や通学のために利用を認めている所もあるが、水戸市などはこれを認めていません。厚労省も移動支援の範疇については、これらを認めています。茨城県の地域課題である「移動」については是非とも積極的に各市町村に働きかけて欲しいと思います。	P81	移動支援事業の利用範囲については、各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況に応じて要綱等で定めております。 就労や通学のための利用に関する各市町村長への働きかけについては、各市町村の状況等を勘案しながら、意見交換を行ってまいります。
9	茨城県訪問介護協議会 滝田委員	トイレなどについて、オストメイトトイレなど多目的トイレについては、細かく見ると便座の位置や向き、入り口から見てのレイアウトなど、バラバラであり、視覚障害の方などにとっては、非常にわかりにくい状況です。またオストメイト対応トイレと書いていても、実際対応していないという施設もあり、一度県内のトイレをデータベース化して、誰もが利用しやすい情報にしていくのはどうか。	P84	調査については、実施は難しいと考えますが、オストメイトに対応したトイレの設置等、障害者の意見を反映した使いやすい施設が整備されるよう、交通事業者に対し働きかけてまいります。
10	茨城県訪問介護協議会 滝田委員	視覚障害者へのスマホ利用促進に対してフォローできるようなシステムや制度があるといいと思われまます。	P79	ご意見も参考にさせていただき、障害者が障害程度に応じて必要な支援機器やソフト等を用いることができるよう、機器に関する情報の収集や周知に努めてまいります。
11	茨城県訪問介護協議会 滝田委員	重度訪問介護のような24時間対応できる社会資源が、全く不足しており、これらの事業者が増えるような施策があるといいと思います。	P97	ご指摘いただきましたように、一部サービスにおいては需要と供給に不均衡が生じているものがあります。このため、事業者に対して的確な情報提供などにより訪問系サービスへの参入を促進し、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進め、必要な供給量の確保を図ってまいります。
12	茨城県社会福祉協議会 森戸委員	<b>第3章Ⅰ-6-(2)スポーツ・レクリエーション活動の充実</b> 障害者スポーツにおいては、一昨年の障害者スポーツ大会の準備においても、筑波技術大学の参画、協力を得ていると聞いている。筑波大学と同じく大学名を表記してはどうか。 <b>第3章Ⅱ-5-(1)保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進</b> P77においても、本県所在の二つの大学との連携を記載してはどうか。	P54 P77	ご指摘を踏まえ、第3章Ⅰ-6-(2)スポーツ・レクリエーション活動の充実において、大学との連携による施策を推進していくことも踏まえて、下記のとおり加筆いたします。 「・筑波大学及び筑波技術大学や関係機関等の協力を得ながら、特別支援学校の教員や福祉施設等の職員を含む障害者スポーツ指導者を養成してまいります。」
13	茨城県社会福祉協議会 森戸委員	聴覚障害者等が利用する「電話リレーサービス」については、総務省が基本方針を定め、提供事業者の育成につとめている。羽田空港や筑波技術大学での利用など普及に向けた取り組みが進んでいることから、当該サービスの文言、県内の設置数を表記してはどうか。 全日本ろうあ連盟においても制度化を要望。	P72	「電話リレーサービス」の推進について、ご提案のとおり加筆いたしました。なお、設置数等の詳細については、記述内容等のバランスを考慮し、見送らせていただきます。 「・聴覚障害者等向け電話リレーサービスの活用を推進するなど、情報バリアフリーの充実に取り組んでまいります。」

番号	意見者	意見内容(要旨)	該当ページ	計画案への対応・理由等
14	茨城県自閉症協会 秋田委員	<p><b>第3章 I-4-(2)学校教育の充実</b> ○教育の充実            障害のある児童生徒一人ひとりが自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す、きめ細やかな指導につとめてまいります。            この「改善・克服」という文言に違和感を感じます。障害者権利条約にもある、現在の障害の社会モデルから考えますと、主体的に(本人の努力によって)改善・克服するというのはいかがなものかと考えます。</p>	P41	<p>当該の文言は、特別支援学校において、特別に設けられた指導領域である自立活動の目標として、国が示す学習指導要領に基づいたものであり、障害そのものではなく、障害があることによって生じる日常生活や学習場面におけるつまづきや困難さを把握し、指導方法等を工夫しながら、子供が学習の主体となって学びにくさの改善を図る指導について述べております。今後も、一人一人の実態に応じた自立活動の指導を充実させることで、自立と社会参加に必要な力の育成に努めてまいります。</p>
15	茨城県自閉症協会 秋田委員	<p><b>第3章 I-4-(2)学校教育の充実</b> ○教育の充実            特別支援学校においては、児童生徒の増加に対応するため、県立特別支援学校教育環境整備計画(いばとくプラン)(R2～)に基づき、校舎の増築や既存教室の改修等により、施設整備の計画的な整備に努め、障がいのある児童生徒の教育環境の向上を推進してまいります。            「施設整備の計画的な整備に努め」とありますが、計画が先にあり、それに障がいのある児童生徒が合わせる、という流れがあります。通学区域の変更についても、一年半後には実施するのでそれまでに学校を転校するかそのままとどまるか、決めてください。といった決定がいきなり通知されています。            計画的な整備は児童生徒の教育環境の向上のために考えられていますので、それは必要だと考えておりますが、スクールバス停が変わっただけで学校に行けなくなるお子さんもいるのです。それが自閉スペクトラムの障害特性です。どうか、この中に「障害特性に配慮した時間をかけての計画的な整備」とか「整備にあたっては、障害特性に配慮し計画的な整備に努める」といった合理的配慮がはじめてから感じられる文言としていただきたい、と思っております。</p>	P42	<p>いばとくプランにおいて、教室不足を解消するため、校舎の増築や既存教室の改修等の施設整備を進めていく旨の文言を設けており、プラン改定版原案に記載のとおり、施設設備につきましては計画的な整備に努めてまいります。            なお、施設整備にあたっては、今後も児童生徒の障害の状態及び特性に配慮しつつ進めてまいりますとともに、通学区域の変更にあたっては、児童生徒一人一人の障害の特性や個別事情を踏まえ、児童生徒にとって一番よい就学となるよう、教育相談等を実施してまいります。</p>
16	茨城県特別支援学校長会 白土委員	<p><b>第3章 II-3-(1)地域支援体制の構築</b>            保育所等→幼児教育施設            「保育所等」に幼稚園を含んで対象としているのであれば、「幼児教育施設」に統一した方がよい。            P29は「幼児教育施設」と記されている。            特に保育所をメインとするのであればこのままでよい。(すべての幼児教育施設を対象としていないのであれば、保育所等でよい。)</p>	P21 P72,73 P3	<p>「保育所等訪問支援」の文言は、全国統一の障害福祉サービス制度におけるサービス区分の名称ですので、変更しないこととします。</p>
17	茨城県医師会 江原委員	<p><b>第3章 II-1-(1)保健サービスの充実</b>            「成育基本法」をどこかに入れて欲しい。            たとえば、冒頭に「成育基本法に則り、母子保健・・・」            「成育基本法」が施行されており母子保健の根幹を成すと思う。何処かで触れて欲しい。</p>	p56	<p>ご提案のとおり内容に追加いたしました。            「成育基本法に則り、母子保健については、思春期から妊娠、出産に至る一連の保健指導により、子どもの健やかな成長を支援する必要があります。」</p>

番号	意見者	意見内容(要旨)	該当ページ	計画案への対応・理由等
18	茨城県医師会 江原委員	<b>第3章Ⅱ-1-(2)早期発見対策の充実</b> 「出生等の充実から将来・・早期に把握し」を「市町村の」の前にする。 早期発見の流れとして、出生時・乳幼児健診になると思う。	P58	ご提案のとおり修正いたしました。 「また、出生等の状況から将来精神運動面に障害を招く恐れのある児童を早期に把握し、市町村の乳幼児健康診査により心身の発達が正常範囲にない児童への適切な指導と療育の支援に努め、健全な発達の促進を図ってまいります。」
19	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第2章2-(2)今後の課題</b> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」→「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)	P22	ご提案のとおり修正いたしました。
20	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第2章2-(2)今後の課題</b> 「相談支援の中核的な役割を担う機関」→基幹相談支援センターのことでしたら()付けしてはいかがでしょうか。	P23	ご提案のとおり、「相談支援の中核的な役割を担う機関(基幹相談支援センター)」と記載いたします。
21	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第3章Ⅰ-2-(1)権利擁護の取組みの充実</b> (いわゆる「障害者差別解消法」)→(障害者差別解消法)	P30	ご提案のとおり修正いたしました。
22	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第3章Ⅰ-2-(1)権利擁護の取組みの充実</b> (以下「障害者権利条例」)→(障害者権利条例)	P30	ご提案のとおり修正いたしました。
23	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第3章Ⅰ-6-(1)文化芸術活動の充実</b> 3行目の このため…… の文頭が他の行とずれております。	P53	ご提案のとおり修正いたしました。
24	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第3章Ⅲ-1-(2)居住環境整備の推進</b> 「バリアフリー法」→「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)	P78	ご提案のとおり修正いたしました。
25	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第3章Ⅲ-3-(1)防災対策の充実</b> 問 地震や台風などの災害が発生したとき、何が不安ですか 図中の3項目目 医薬品、補装具など必要な → 医薬品、補装具など必要な 図中の4項目目 避難を解除 → 避難を介助	P88	ご提案のとおり修正いたしました。
26	茨城県理学療 法士会 浅川委員	<b>第4章-(4)相談支援</b> 方策についてはp71の成果目標に示されている基幹相談支援センターの設置についても明記してはいかがでしょうか。	P101	第4章は、障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを記載しております。